

令和7年

大東四條畷消防組合議会第1回臨時会会議録

令和7年7月4日 開会

令和7年7月4日 閉会

大東四條畷消防組合議会

令和7年 大東四條畷消防組合議会第1回臨時会会議録

目 次

第1日（令和7年7月4日）（金）

○議事日程	1
○出席議員	1
○説明者氏名	2
○職務のために出席した者	2
○本会議の会議事件	2
○開会	3
○日程第1 議席の指定について	3
○日程第2 会議録署名議員の指名について	4
○日程第3 会期決定について	4
○日程第4 議長の辞職許可について	5
○日程第5 議長の選挙について	6
○日程第6 議席の変更及び指定について	7
○日程第7 副議長の選挙について	8
○日程第8 報告第1号上程	9
理事者説明	9
採決	10
○日程第9 報告第2号上程	10
理事者説明	10
採決	11
○日程第10から日程第11 報告第3号から報告第4号上程	11
理事者説明	11
○日程第12 報告第5号上程	12
理事者説明	12
○日程第13 報告第6号上程	12
理事者説明	13
○日程第14 議案第5号上程	13
理事者説明	13
採決	14
○日程第15 議案第6号上程	14
理事者説明	14
質疑	15
採決	17
○日程第16 議案第7号上程	17
理事者説明	17

質疑	17
採決	19
○閉会	20

令和7年 大東四條畷消防組合議会第1回臨時会（第1日）

令和7年7月4日（金）

○ 議 事 日 程

第1		議席の指定について
第2		会議録署名議員の指名について
第3		会期決定について
第4	議会議案 第2号	議長の辞職許可について
第5	選挙 第1号	議長の選挙について
第6		議席の変更及び指定について
第7	選挙 第2号	副議長の選挙について
第8	報告 第1号	大東四條畷消防組合職員等旅費条例の一部を改正する条例に係る専決処分について
第9	報告 第2号	大東四條畷消防組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分について
第10	報告 第3号	交通事故に係る専決処分の報告について
第11	報告 第4号	交通事故に係る専決処分の報告について
第12	報告 第5号	消防活動中の事故に係る専決処分の報告について
第13	報告 第6号	令和6年度大東四條畷消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第14	議案 第5号	大東四條畷消防組合監査委員の選任について
第15	議案 第6号	財産の取得について
第16	議案 第7号	財産の取得について

○ 本日の会議に付した事件

日程第1から第16まで

○ 議員定数9名

出席議員9名

1番 あずま 健太郎

4番 天野 一之

7番 大原 芳剛

2番 小南 いちお

5番 光城 敏雄

8番 坂本 勇基

3番 児玉 亮

6番 岸田 敦子

9番 吉田 裕彦

○説明者

管理者	逢坂 伸子	次長兼警防課長	河野 哲輝
副管理者	錢谷 翔	総務課長	大西 卓也
会計管理者	川口 克仁	人事課長	堤 悟士
消防長	瀧田 昭彦	予防課長	横田 博
消防次長	西岡 栄治	予防課参事	中 和彦
大東消防署長	北口 昌宏	警防課参事	宮川 茂樹
四條畷消防署長	木村 真敏		

○職務のために出席した者

総務課長補佐	大塚 亮	人事課長補佐	春日 直樹	予防課長補佐	片山 和広
警防課長補佐	片山 好司				

○事務局

総務課上席主査	矢野 崇	総務課上席主査	清親 勇亮	総務課上席主査	吉村 一樹
---------	------	---------	-------	---------	-------

○本会議の会議事件

- ・大東四條畷消防組合職員等旅費条例の一部を改正する条例に係る専決処分について
- ・大東四條畷消防組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分について
- ・交通事故に係る専決処分の報告について
- ・交通事故に係る専決処分の報告について
- ・消防活動中の事故に係る専決処分の報告について
- ・令和6年度大東四條畷消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- ・大東四條畷消防組合監査委員の選任について
- ・財産の取得について
- ・財産の取得について

【開会 13時30分】

(児玉議長) これより、令和7年大東四條畷消防組合議会第1回臨時会を開会いたします。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、管理者より第1回臨時会を招集されましたところ、議員各位には時節柄何かとご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

どうか慎重にご審議を重ねられますとともに、議事進行に格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

次に、管理者からご挨拶を受けることといたします。

(逢坂管理者) 議長

(児玉議長) 逢坂管理者

(逢坂管理者) 開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに、令和7年大東四條畷消防組合議会第1回臨時会を招集させていただきましたところ、議員各位にはご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、本日ご提案申し上げます議案は、専決処分等の報告6件、人事案件1件、財産の取得に伴う承認2件の合計9件でございます。

何とぞ、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、私からの開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

(児玉議長) 本日は、9名全員のご出席をいただいております。議会は成立いたします。

この際、申し上げます。本日の議事日程は、お手元に配布しております日程表のとおり定めておりますので、これによりご了承いただきたいと存じます。

次に、事務局より諸般の報告をお願いいたします。

(清親総務課上席主査) ご報告をさせていただきます。

四條畷市議会より選出されておりました吉田 裕彦議員、若松 正治議員、大原 芳剛議員、坂本 勇基議員が当組合議会議員の職を辞職されたことに伴い、四條畷市議会において当組合議会議員の選出選挙が行われましたところ、吉田 裕彦議員、岸田 敦子議員、大原 芳剛議員、坂本 勇基議員が新たに選出されておられますのでご報告いたします。以上でございます。

【日程第1 議席の指定について】

(児玉議長) これより、議事に入ります。

日程第1 議席の指定の件を議題といたします。

議席の指定は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席につきましては、ただいまご着席のとおりとさせていただきます、私、児玉は9番といたします。

【日程第2 会議録署名議員の指名について】

(児玉議長) 次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において議席番号2番 小南 いちお議員、6番 岸田 敦子議員を指名いたします。

【日程第3 会期決定について】

(児玉議長) 次に、日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【休憩13時34分】

(児玉議長退席)

(清親総務課上席主査) 再開に先立ちまして、事務局からご連絡を申し上げます。

先ほど、児玉 亮議長から議長辞職願が提出されました。

したがって、大東四條畷消防組合議会議長及び副議長が不在であることから、地方自治法第107条の規定により、選挙を行うまでの間、年長の議員が臨時に議長の職務を行うとされております。

つきましては、本日ご出席の年長議員は小南 いちお議員でいらっしゃいます。

小南 いちお議員、議事進行をよろしくお願いいたします。

【再開13時36分】

(小南臨時議長) 議長を交代いたしました。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま児玉議長より議長辞職願が提出されましたので、この際、議長の辞職許可についての件
を日程に追加し、議題とし、先議いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よってこの際、議長の辞職許可についての件を日程に追加し、議題とし、先議することに決定い
たしました。

なお、日程番号については、本件を日程第4といたします。

【日程第4 議長の辞職許可について】

(小南臨時議長) 日程第4 議会議案第2号 議長の辞職許可についての件を議題といたしま
す。事務局より辞職願を朗読いたします。

(清親総務課上席主査) 辞職願

私はこの度、一身上の都合により消防組合議会議長の職を辞したいので許可下さるようお願いし
ます。

令和7年7月4日

大東四條啜消防組合議会議員 児玉 亮

大東四條啜消防組合議会臨時議長 小南 いちお様

以上です。

(小南臨時議長) お諮りいたします。

児玉 亮議長の議長辞職を許可することにご異議はございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって児玉 亮議長の議長辞職は許可されました。

【9番 児玉議員復席】

ただいま議長を辞職されました児玉 亮議員よりご挨拶をいただきます。

(児玉議員) 議長の辞職に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

昨年7月、皆様のご推挙により議長という大役を仰せつかり、微力ではありましたが、議長の職
責を果たすべく1年間邁進してまいりました。

本日、こうして議長の職を辞する日を迎えられるのも、議員の皆様、また管理者をはじめ理

事者の皆様のご協力のおかげと感謝を申し上げます。

今後とも、組合議員として、責務を果たしてまいりますので、どうぞよろしく申し上げます。
ありがとうございました。

(小南臨時議長) ありがとうございました。

ただいま議長を辞職されました児玉 亮議員に対し、議会を代表いたしまして一言お礼を申し上げます。

児玉 亮議員は、議長としてその職務に精励され、消防行政の推進のため大きく貢献されました。ここに深甚なる敬意を表しますとともに、今後とも健康にご留意され、市民の安心、安全の向上のためにご尽力を賜りますようお願い申し上げます、お礼の言葉といたします。

どうもありがとうございました。

お諮りいたします。

ただいま児玉 亮議員の議長辞職に伴い議長に欠員が生じたので、この際、地方自治法第103条第1項の規定により、議長選挙の件を日程に追加し、議題とし、先議いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、この際、議長の選挙についての件を日程に追加し、議題とし、先議することに決定いたしました。

なお、日程番号については、本件を日程第5といたします。

【日程第5 議長の選挙について】

(小南臨時議長) 日程第5 選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選によりたいと思えます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。なお、本組合議会申し合わせ事項によりまして、議長は四條畷市から選出することとなっております。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時議長において指名したいと思えます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

議長に吉田 裕彦議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、指名いたしました吉田 裕彦議員を議長の当選人と定め同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

挙手全員であります。

よって、ただいま指名いたしました吉田 裕彦議員が議長に当選いたしました。

当選いたしました吉田 裕彦議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

この際、吉田 裕彦議員よりご挨拶を受けることといたします。

(吉田議長) ただ今、皆様方のご推挙を賜り議長に当選いたしましたことは、身に余る光栄でございます。この場をお借りいたしまして、厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

今後、議会運営につきましては、大東市、四條畷市の消防行政の推進に懸命の努力を傾注し、この大役を果たしたく存じますので、議員各位並びに管理者はじめ理事者の皆様方におかれましては、どうか温かいご支援、ご協力をお願い申し上げます。簡単措辞ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

(小南臨時議長) 以上で私の職務は終わりとさせていただきます、議長の職を交代いたします。ご協力ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

【休憩 13時43分】

(小南議員復席)

【再開 13時44分】

【日程第6 議席の変更及び指定について】

(吉田議長) それでは、議長を交代しましたので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第6 議席の変更及び指定の件を議題といたします。議席の変更及び指定は、会議規則第3条の規定により行います。

変更後の議席と氏名を事務局より朗読させます。事務局どうぞ。

(清親総務課上席主査) 1番 あずま 健太郎議員、2番 小南 いちお議員、3番 児玉 亮議員、4番 天野 一之議員、5番 光城 敏雄議員、6番 岸田 敦子議員、7番 大原 芳剛

議員、8番 坂本 勇基議員、9番 吉田 裕彦議員。以上でございます。

(吉田議長) ありがとうございます。

お諮りいたします。

ただいま、事務局が朗読したとおり、議席を変更することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって議席につきましては、ただいま朗読のとおりとさせていただきます。

ここで、暫時休憩いたします。

【休憩 13時45分】

【再開 13時46分】

【日程第7 副議長の選挙について】

(吉田議長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第7 選挙第2号 副議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、副議長に天野 一之議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、指名いたしました天野 一之議員を副議長の当選人と定め同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

挙手全員であります。

よって、ただいま指名いたしました天野 一之議員が副議長に当選いたしました。

当選いたしました天野 一之議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

この際、天野 一之議員よりご挨拶を受けることといたします。

(天野副議長) ただいま議員各位のご同意を賜り、副議長に選任いただきましたことは、身に余る光栄でございます。この場をお借りいたしまして、厚くお礼申し上げます。よろしくお願ひします。

今後、議会運営につきましては、皆様方のご指導を得まして、議長のよき補佐役としてこの大役を果たしたく存じますので、どうか温かいご支援、ご協力をお願いいたします。

簡単措辞ではございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。

よろしくお願ひします。

(吉田議長) どうぞ、よろしくお願ひいたします。

【日程第8 大東四條畷消防組合職員等旅費条例の一部を改正する条例に係る専決処分について】

(吉田議長) 次に、日程第8 報告第1号 大東四條畷消防組合職員等旅費条例の一部を改正する条例に係る専決処分についての件を議題といたします。理事者に説明を求めます。

(堤人事課長) 議長

(吉田議長) 堤人事課長

(堤人事課長) 報告第1号 大東四條畷消防組合職員等旅費条例の一部を改正する条例に係る専決処分につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページと、議案説明資料の1ページをお開きください。

本案は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が、令和7年4月1日から施行されることに伴い、職員等の出張に係る旅費について、所要の改正を早急に行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により、本条例について令和7年3月28日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により組合議会へ報告し、ご承認をお願いするものでございます。

主要な改正内容といたしましては、出張中の宿泊に要する費用について、定額支給方式から上限付きの実費支給方式に改めるなど、職員等が出張した場合における旅費の種目及びその内容について見直しを行ったものでございます。

施行日は、令和7年4月1日としております。

以上が、本案の概要でございます。

何とぞ、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

(吉田議長) これより、本件に対する質疑を行います。
質疑のある方ございませんか。

【「なし」の声あり】

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。
討論を省略し、ただちに採決に入ります。
お諮りいたします。

本件を、原案のとおり承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

挙手全員であります。

よって、報告第1号は原案のとおり承認されました。

【日程第9 大東四條畷消防組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分について】

(吉田議長) 次に、日程第9 報告第2号 大東四條畷消防組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分についての件を議題といたします。理事者に説明を求めます。

(堤人事課長) 議長

(吉田議長) 堤人事課長どうぞ。

(堤人事課長) 報告第2号 大東四條畷消防組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の7ページと、議案説明資料の3ページをお開きください。

本案は、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部が令和7年4月1日から施行され、就業促進手当の支給要件が見直されること等に伴い、所要の改正を早急に行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により、本条例について令和7年3月28日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により組合議会へ報告し、ご承認をお願いするものでございます。

具体的な内容といたしましては、雇用保険法において就業手当が廃止され、また、地域延長給付の暫定措置期限が延長されたものでございます。

施行日は、令和7年4月1日としております。

以上が、本案の概要でございます。

何とぞ、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

(吉田議長) これより、本件に対する質疑を行います。
質疑のある方ございませんか。

【「なし」の声あり】

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、ただちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を、原案のとおり承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

挙手全員であります。

よって、報告第2号は原案のとおり承認されました。

【日程第10・11 交通事故に係る専決処分の報告について】

(吉田議長) 次に、日程第10 報告第3号、日程第11 報告第4号 交通事故に係る専決処分の報告についての2件を一括議題といたします。理事者に説明を求めます。

(木村四條畷消防署長) 議長

(吉田議長) 木村四條畷消防署長どうぞ。

(木村四條畷消防署長) 報告第3号及び報告第4号の交通事故に係る専決処分の報告について、一括してご説明申し上げます。

議案書の9ページをご覧ください。

令和6年12月6日、四條畷市大字中野105番地の1の交差点内において、救急活動中の救急車が赤信号のため徐行にて東から西へ進入した際、北から南へ交差点内に進入してきた原動機付自転車と接触し損傷させたものでございます。

交通事故に係る和解及び損害賠償額の決定につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により令和7年2月13日に専決し、3千40円の損害賠償を支払ったものでございます。

次に議案書の10ページをご覧ください。

令和6年12月13日、大東市野崎三丁目2番1号の信号機の無い交差点内において、救急活動中の救急車が東から西へ向かって交差点に進入し、右折する際に南行き車線で停車していた原動機付自転車に接触し損傷及び相手方を負傷させたものでございます。

交通事故に係る和解及び損害賠償額の決定につきましては、同条第1項の規定により令和7年2月28日に専決し、8万3千364円の損害賠償を支払ったもので、それぞれ同条第2項の規定により、ご報告するものでございます。

事故発生直後の対応としまして、原因の究明と再発防止対策、全職員への注意喚起を行ってまいりました。この度の2件の事故を発生させた事態を重く受け止め、深く反省するとともに、今後は再びこのような事故のないよう、これまで以上に安全運転の励行と運転技術の向上を図り、再発防止の徹底に努めてまいります。以上でございます。

(吉田議長) 本件は、これをもって終了いたします。

【日程第12 消防活動中の事故に係る専決処分の報告について】

(吉田議長) 次に、日程第12 報告第5号 消防活動中の事故に係る専決処分の報告についての件を議題といたします。理事者に説明を求めます。

(北口大東消防署長) 議長

(吉田議長) 北口大東消防署長どうぞ。

(北口大東消防署長) 報告第5号の消防活動中の事故に係る専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

議案書の11ページをご覧ください。

令和7年2月17日、大東市野崎三丁目13番5号の側溝から、灯油の臭いがするとの通報で出場し、現場確認のため側溝の蓋を開けようとした際に、誤って蓋を固定するボルトを損傷させたものでございます。

消防活動中の事故に係る和解及び損害賠償額の決定につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により令和7年4月8日に専決し、4万2千900円の損害賠償を支払ったもので、同条第2項の規定により、ご報告するものでございます。

事故発生直後の対応としまして、原因の究明と再発防止対策、全職員への注意喚起を行ってまいりました。この度の事故を発生させた事態を重く受け止め、深く反省するとともに、今後は再びこのような事故のないよう活動前の確認作業、報告・連絡・相談を徹底し、再発防止に努めてまいります。以上でございます。

(吉田議長) 本件は、これをもって終了いたします。

【日程第13 令和6年度大東四條畷消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について】

(吉田議長) 次に、日程第13 報告第6号 令和6年度大東四條畷消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての件を議題といたします。理事者に説明を求めます。

(大西総務課長) 議長

(吉田議長) 大西総務課長どうぞ。

(大西総務課長) 報告第6号 令和6年度大東四條畷消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

議案書13ページから15ページをご覧ください。

令和6年度の消防力等整備事業の中で、当初予算に計上した消防ポンプ自動車の購入に係るものです。

令和7年2月第1回定例会に地方自治法第213条の規定による繰越明許費補正、令和6年7月第1回臨時会で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定による財産取得の承認をお願いしたものです。

地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、繰越計算書を調製し、議会に報告するものです。

なお、この消防ポンプ自動車は、令和7年6月下旬に納車されており、運用等の準備が整いしだい、西分署へ配備する予定としております。

以上が、報告第6号 大東四條畷消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての説明でございます。

(吉田議長) 本件は、これをもって終了いたします。

【日程第14 大東四條畷消防組合監査委員の選任について】

(吉田議長) 次に、日程第14 議案第5号 大東四條畷消防組合監査委員の選任についての件を議題といたします。

大原 芳剛議員には、地方自治法第117条の規定により、ご退場のほどよろしくお願いいたします。

(7番 大原議員退場)

(吉田議長) それでは理事者に説明を求めます。

(逢坂管理者) 議長

(吉田議長) 逢坂管理者

(逢坂管理者) 議案第5号 大東四條畷消防組合監査委員の選任につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、種々検討した結果、大原 芳剛議員が最も適任と思料されますので、地方自治法第196条第1項の規定により、その選任につきまして議会に同意を求めるものでございます。

以上でございます。

何とぞ、よろしくご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

(吉田議長) これより、本件に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。
お諮りいたします。

本件を原案のとおり、同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり同意することに決しました。

退場願っております、大原 芳剛議員の入場をお願いいたします。

【7番 大原議員復席】

(吉田議長) 大原 芳剛議員に申し上げます。

本件について、ただいま審議の結果、原案に同意することに決しました。

この際、大原 芳剛議員よりご挨拶を受けることといたします。大原議員どうぞ。

(大原議員) ただいま議員各位のご同意を賜り、議会選出の監査委員に選任いただきましたことは、この上なく光栄に存ずるところであり、その責任の重大さを痛感いたしております。

この上は、皆様方のご指導と私の議会経験などを十分に生かしながら、消防組合の行財政の適正かつ公正な遂行に努めてまいる所存であります。

どうか、組合議員各位並びに理事者各位のなお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(吉田議長) 大原議員、よろしくお願いいたします。

【日程第15 財産の取得について】

(吉田議長) 次に、日程第15 議案第6号 財産の取得についての件を議題といたします。理事者に説明を求めます。

(河野次長兼警防課長) 議長

(吉田議長) 河野次長兼警防課長どうぞ。

(河野次長兼警防課長) 議案第6号 財産の取得につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の17ページをご覧ください。

本件は、車両更新整備計画に基づく、CD-1型消防ポンプ自動車の購入によるものであり、購入予定価格が2千万円以上でございますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得るためご提案申し上げます。

契約の方法としまして、8者による指名競争入札を実施しました結果、株式会社モリタ関西支店が5千82万円で落札したものでございます。

購入物品、契約金額、企業の経営規模等の概要につきましては、お手元に別途配布しております議案説明資料4ページ、5ページのとおりでございます。

物品購入契約は、現在仮契約中でありまして、本会議の議決を賜りましたあと、本契約を締結し、購入の予定でございます。

なお、当該車両につきましては、大東消防署に配置する予定としております。

何とぞ、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(吉田議長) 議案の質疑については、1名から通告がありましたので、質問を許可します。

なお、議案質疑は、会議規則第47条の規定により、同一議員につき、同一議題について3回以内といたします。

それでは、天野 一之議員どうぞ。

(天野議員) お願いします。

車両の更新というのは、定期的に何年かに1回ずつ、組合議会に関わらせてもらって、いろいろと審議伺っております。今回も必要に応じての更新なりとか、装備の技術ですね、必要性ということも当然、必要だというふうに考えるのですが、まず、現在所有されております管内の消防ポンプ自動車それぞれの落札業者を確認させてください。

(河野次長兼警防課長) 議長

(吉田議長) 河野次長兼警防課長どうぞ。

(河野次長兼警防課長) ただ今のご質問にお答えします。

現在、当消防本部では消防ポンプ自動車を9台所有しております。

落札業者につきましては、すべて株式会社モリタ関西支店となっております。

(天野議員) 議長

(吉田議長) 天野 一之議員どうぞ。

(天野議員) すべて株式会社モリタ社製ということになるかと思えます。契約は入札実施の上とは当然、承知はしておるんですけども、1者という結果についての見解をちょっと聞かせていただ

けますか。

(河野次長兼警防課長) 議長

(吉田議長) 河野次長兼警防課長どうぞ。

(河野次長兼警防課長) 当該業者は、関西圏を中心に業績をあげ、全国展開している大手メーカーであり、ベース車両の大量購入、艤装の一元管理などによる低コスト化を図るなど、企業努力により落札されているものと考えております。

(天野議員) 議長

(吉田議長) 天野 一之議員どうぞ。

(天野議員) では最後に、いろいろ調べてみましてもこのモリタ社製というのは、いろんな装備があったりとか、各消防署にもいろいろ導入されたりとかという実態があるかと思えます。

今回、落札率が99.6%と極めて高い落札率となっているように感じるんですね。なぜ、そのような結果になったのか、そして1者ということで、今回モリタ社製というのがあったんで、この状況分析についてはどのようにお考えなのか見解を伺います。

(河野次長兼警防課長) 議長

(吉田議長) 河野次長兼警防課長どうぞ。

(河野次長兼警防課長) 消防組合として平成26年度から消防ポンプ自動車を購入した過去の落札率は平均で92%となっております。

議員ご指摘のとおり、今回、99.6%と高い落札率となっておりますが、車両の価格高騰を受け、仕様や資機材について研究を重ね、見積り金額や相場などから、最低限の予定価格に設定したもので、想定される範囲の入札結果であったものと考えております。以上でございます。

(吉田議長) 天野 一之議員の質疑が終了いたしました。

以上で、通告による質疑が終了いたしました。

これより討論を行います。討論のある方ございませんか。

【「なし」の声あり】

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより議案第6号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

【日程第16 財産の取得について】

(吉田議長) 次に、日程第16 議案第7号 財産の取得についての件を議題といたします。
理事者に説明を求めます。

(河野次長兼警防課長) 議長

(吉田議長) 河野次長兼警防課長どうぞ。

(河野次長兼警防課長) 議案第7号 財産の取得につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の18ページをご覧ください。

本件は、車両更新整備計画に基づく、高規格救急自動車の購入によるものであり、購入予定価格が2千万円以上でございますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得るためご提案申し上げます。

契約の方法としまして、3者による指名競争入札を実施しました結果、日産大阪販売株式会社四條畷店が1千924万9千円で落札したものでございます。

購入物品、契約金額、企業の経営規模等の概要につきましては、お手元に別途配布しております議案説明資料6ページ、7ページのとおりでございます。

物品購入契約は、現在仮契約中でございまして、本会議の議決を賜りましたあと、本契約を締結し、購入の予定でございます。

なお、当該車両につきましては、四條畷消防署に配置する予定としております。

何とぞ、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(吉田議長) 議案質疑については、1名から通告がありましたので、質問を許可いたします。

なお、議案質疑は、会議規則第47条の規定により、同一議員につき、同一議題について3回以内といたします。

それでは、4番 天野 一之議員どうぞ。

(天野議員) 引き続きまして、よろしく申し上げます。

これも更新計画の一環として行われるもので、必要に応じて、必要なことかとは考えるんですけども、これも高規格救急自動車ですね、管内にある現在所有されている高規格救急自動車それぞれの落札業者を確認いたします。

(河野次長兼警防課長) 議長

(吉田議長) 河野次長兼警防課長どうぞ。

(河野次長兼警防課長) ただ今のご質問にお答えします。

現在、当消防本部では高規格救急自動車を7台所有しており、落札業者の内訳は、大阪トヨペット株式会社が5台、日産大阪株式会社、株式会社阪和総合防災がそれぞれ1台となっております。

なお、本議案の車両が導入されましたらトヨタ製が1台減り、日産製の車両が2台となる予定でございます。

(天野議員) 議長

(吉田議長) 天野 一之議員どうぞ。

(天野議員) 今回の落札の率を見ると、さっきの消防ポンプ自動車と比べても、それなりに競争性というのは働いているのかなと、数字上は見えるんです。ただ、いただいた資料を見ますと、事前の辞退がかなりあるかと受け取ります。事前辞退の理由は、予定価格と業者希望の提示価格の乖離なのか、この状況分析はどのようにお考えなのか見解を伺います。

(河野次長兼警防課長) 議長

(吉田議長) 河野次長兼警防課長どうぞ。

(河野次長兼警防課長) 事前辞退における理由としましては、仕様を満たさないや自社都合と聞き及んでおります。

これまでの状況を分析しますと、落札業者はほぼ自動車メーカーであることから、ベース車両をメーカーから調達して艤装等を行う業者にとっては、車両の調達費用が大きな負担になっているものと考えております。

(天野議員) 議長

(吉田議長) 天野 一之議員どうぞ。

(天野議員) メーカーさんからの素材の自動車を1から作るのか、あるいは元の自動車を買って、特殊な装備をつけるのかの違いかなということが、ちょっとわかったかなと思います。

今後はさらに救急による作業とか、あるいは、例えば呼吸の蘇生マッサージの技術ですとか、いろんな技術進歩があって、その上で高度な機能搭載の救急自動車の導入というようなことも漠然と

はあるんですけども、想像いたします。

今、価格というか機材とか自体の価格上昇と併せて、いろいろ懸念される部分があるんですけども、こういう技術的な進歩というの、ある程度は考慮した上で当然、現場の隊員さんの中で必要とされたい新たな機能とか、こういったところのいろいろ検討なども必要になってくるかと考えるんですけども、現場の目から見た今後の改善や機能の向上など、必要とされたい機能や改善点などがあれば、是非この機会に聞かせてください。

(河野次長兼警防課長) 議長

(吉田議長) 河野次長兼警防課長どうぞ。

(河野次長兼警防課長) 車両につきましては、衝突回避支援装置等の搭載や医療機器等の進歩に加え、物価高騰により価格の上昇が続いており、今後も一定の範囲で続くものと想定しております。

また、資機材における技術進歩では電動ストレッチャーがございます。この資機材の導入により傷病者、隊員ともに身体的な負担軽減が期待できますが、維持費も含めた費用対効果等の検討が必要であると考えております。

したがいまして、車両更新に当たり仕様や積載する資機材を見直しながら、効率・効果的な運用ができるよう創意工夫を行ってまいります。

以上でございます。

(吉田議長) 天野 一之議員の質疑が終了いたしました。

以上で、通告による質疑が終了いたしました。

これより討論を行います。討論のある方どうぞ。

【「なし」の声あり】

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより議案第7号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました議案は、全て議了いたしました。

それでは、閉会に際しまして、管理者からご挨拶を受けることといたします。

(逢坂管理者) 議長

(吉田議長) 逢坂管理者どうぞ。

(逢坂管理者) 閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

令和7年大東四條畷消防組合議会第1回臨時会を招集させていただき、ご提案いたしました各議案等につきまして、慎重にご審議の上、ご議決を賜り、誠にありがとうございました。

さて、今議会におきまして、新しく議長に吉田 裕彦議員、副議長に天野 一之議員が就任されました。心からお祝いを申し上げます。

議長、副議長におかれましては、今後の組合運営に格別のご支援、ご協力またご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

また、議員の皆様におかれましても、今後ともよろしくご支援、ご協力を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、閉会にあたりまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

(吉田議長) ありがとうございます。

本臨時会の日程は、滞りなく終了いたしました。

議員各位をはじめ皆様方には、議事進行に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

これをもちまして、令和7年大東四條畷消防組合議会第1回臨時会を閉会いたします。

ご起立ください。

礼。ありがとうございました。

【閉会 14時22分】

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 吉田 裕彦

2 番議員 小南 いちお

6 番議員 岸田 敦子